

平成31年1月11日発行

成年後見制度利用促進 ニュースレター

成年後見制度利用促進ニュースレター 第12号

本年もよろしくお願い申し上げます。 成年後見制度利用促進室

1. 成年後見制度利用促進に係る 市町村セミナー（広島会場・仙台会場） を開催しました。

本号では、先日開催した「成年後見制度利用促進に係る市町村セミナー」広島会場、仙台会場での自治体事例紹介や意見交換の内容について報告します（文責 利用促進室）。

➤ 本号の掲載内容

1. 成年後見制度利用促進に係る市町村セミナー（広島会場・仙台会場）を開催しました。
2. よくある質問 IN 成年後見制度利用促進に係る市町村セミナー



広島会場

広島会場

開催日：12月12日(水)
参加者：116名

<自治体事例紹介>

- ・上伊那成年後見センター(長野県)
- ・広島県呉市
- ・香川県三豊市

前号で報告した兵庫会場、福岡会場と同様、広島会場、仙台会場でも利用促進室からの行政説明の後、自治体事例紹介を行いました。

上伊那成年後見センターの取組

上伊那郡は、長野県南信地方の伊那市を中心とした地域であり、伊那市、駒ヶ根市、上伊那郡辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村の8市町村からなる人口約18万人の地域です。上伊那郡では、平成23年度から伊那市社会福祉協議会に成年後見センターを設置し、1ヶ所で圏域全体をカバーしています。センターは2次窓口と位置づけ、1次相談は市町村行政や地域包括支援センターが担って



います。このことで、生活を実際に支えている部署との連携を強め、距離というデメリットをカバーしているとのことでした。

矢澤秀樹センター長は、センター設置のメリットのほか、「家族形態が変化中での地域における権利擁護」と「共生社会における孤立防止や社会参加の機会確保」の関係についても触れ、「これまで、権利侵害に対応する部署はあったが、これからは、各機関の縦割りを無くす横串として、様々な制度に基づく支援において共通の視点である『権利擁護』を推進する担当を決め、そこが旗振り役・中核機関となって取り組んでいくことが必要ではないか」と述べました。

広域設置の場合の一次相談、二次相談の連携のあり方について、非常に参考になる図が掲載されています。





広島県呉市の取組

広島県呉市では平成22年度に「呉市権利擁護センター」を呉市社会福祉協議会内に開設しており、現在、同センターの機能を強化し中核機関とすることを検討しています。

すでに、月例の運営委員会で市長申立案件の候補者の受任者調整や、法人後見の受任審査を行っており、それらの取組を通して、専門職団体とのつながりができ、同市では直ちに受任者が不足する状態ではないといえます。そのような中でも、呉市福祉保健部介護保険課の花浦康弘課長補佐は、社協の受任件数が増えていることや、よりきめ細やかな身上保護を行うことが必要であることから、「日常生活自立支援事業の生活支援員に、より専門的な研修を実施後、法人後見の支援員としても活動していただき、状況を見ながら、市民後见人単独受任につなげていきたい」と考えています。

呉市のリーダーシップのもと、センターの委託先である呉市社会福祉協議会や専門職等関係団体と連携をとって取り組まれていることがご報告から伝わってきました。



香川県三豊市の取組

香川県三豊市は福岡会場（11月20日開催）でも報告いただきましたが、その後、11月末に第1回となる成年後見制度利用促進審議会を開催しており、広島会場では、そのことも含めて報告いただきました。審議会の傍聴者から「親族後见人は本当に大変」という意見もあり、改めて後见人支援機能を充

実させていかなければならないと感じたそうです。三豊市では、中核機関の機能の一部を地域包括支援センターが担いつつ、一部機能の委託を社会福祉協議会やNPO法人等に担ってもらう可能性についても具体的な話がありました。

市民の方にも共に考えていただくことで、権利擁護支援の地域連携ネットワークが、さらに広がりますね。



広島家庭裁判所から

広島会場では、オブザーバーで出席いただいた広島家庭裁判所の有井広光家事次席書記官から挨拶をいただきました。



促進法が成立し、基本計画が閣議決定されて以降、利用者がメリットを実感できるよう、裁判所でも成年後見制度の運用が変わってきたとのことです。

有井氏からは、「自治体と裁判所が意見交換をする機会が増えており、地域連携ネットワークのなかで、自治体、家裁、専門職などの関係機関が足りないところを補い合い、助け合っていくことが重要と考えている。今後も意見交換等の機会があると思うが、裁判所に資料提供の要望等があれば、遠慮なく言っていただきたい」と参加自治体に向けた温かいメッセージをいただきました。



仙台会場

開催日：12月19日(水)

参加者：116名

＜自治体事例紹介＞

- ・山形県山形市
- ・千葉県鴨川市



山形県山形市の取組

山形市では山形市社協への委託により、平成25年から成年後見センターを開設しています。



これまで受任者調整の仕組みを構築するとともに、市民後見人養成にも取り組み、平成29年には県内で初めて市民後見人が選任されています。

山形市福祉推進部長寿支援課ようご支援係の酒井朝男係長は、成年後見制度利用促進の取組について、「国の基本計画を読み、市の体制を改めて確認したところ、今の山形市は、点数にすれば60～70点くらい。できることから始めよう、ということになった」と述べました。また、中核機関の設置についても、行政の意思が尊重されるということを受け、山形市成年後見推進協議会を平成30年7月に組織化し、同協議会の中で山形市成年後見センターを中核機関として位置づけることを確認しました。

すでに成年後見センター等を設置している自治体では、具体的にどのような業務をどのような体制で行うかなど、委託内容の調整をされているところかもしれません。

協議会での協議を通して、どのような地域づくりを目指すのか、そのためには何が必要か、関係機関や住民とともに考えていくことで、今までの取組についての評価や再点検をすることができます。



千葉県鴨川市の取組

千葉県鴨川市では、千葉県南部の安房地域の4市町（館山市・鴨川市・南房総市・鋸南町）で連携して成年後見制度利用促進に取り組んでいます（本紙第7号で紹介）。



広域連携のあり方について、現在も定期的な勉強会や会議を重ねており、セミナーでは、予算の按分方法や、広域による協定・委託のあり方など、現在まさに進行中の協議内容についても報告いただきました。

鴨川市福祉総合相談センター社会福祉士の濱崎圭一氏は、広域連携に関して、「市町により考え方に違いがあるのは当たり前、その中でお互いの違いを認めつつ『落としどころ』を探っていくことが大切。時間をかけて、実現するにはどうするか、丁寧な調整を図っていくことが必要」と述べました。4市町として、認知症や障害等により判断力が低下した方の意思を丁寧にくみ取れる仕組みづくりを進め、これまで生活してきた地域で尊厳のある生活が今後も続けられるよう、成年後見制度という手段も使いながら、広域で市民の生活をサポートしていくとのことでした。

濱崎氏からは、採用に至らなかったものも含め、協議段階での調整案を複数紹介いただきました。先行自治体の取組にも様々な形があります。各地域の特性に応じた体制をどのように作っていくか、検討が重ねられているところです。



濱崎氏からは、採用に至らなかったものも含め、協議段階での調整案を複数紹介いただきました。

先行自治体の取組にも様々な形があります。各地域の特性に応じた体制をどのように作っていくか、検討が重ねられているところです。

仙台会場では、福岡会場と同様、最高裁判所事務総局家庭局より、成年後見制度利用促進に係る裁判所の取組について、現在検討中の診断書の書式の改定や、本人情報シート等についてご説明いただきました。



それぞれの地域において、これまでの権利擁護支援の取組を振り返りつつ、国の基本計画も踏まえて、その地域にふさわしい体制を構築していくことは、簡単なことではなく、負担がかかるものだと考えています。しかし、4会場いずれも、自治体事例紹介や参加者の皆様との意見交換を通して、「住民の生活を支える」役割をしっかりと果たしていくという、自治体職員の矜持を感じました。

成年後見制度利用促進についてご不明な点や、各地域で課題となっていることがありましたら、ぜひ利用促進室にお知らせください。自治体の皆様とともに、一つひとつ取り組んでいきたいと考えています。

市町村セミナーにご協力いただいた皆様、ご参加いただいた皆様、オブザーバーでお越しいただいた裁判所の皆様、ありがとうございました。



2. よくある質問 IN 成年後見制度利用促進に係る市町村セミナー

全国4会場で開催した「成年後見制度利用促進に係る市町村セミナー」で皆様からいただいたご質問にお答えします。

どの時点で「中核機関を設置した」と判断したらいいのでしょうか？



中核機関の設置について、うちの自治体では、おおむね方向性が固まってきたのですが、具体的にはこの後、どのような手続きをもって「中核機関を設置した」と判断したらいいのでしょうか。

中核機関の設置にあたっては、自治体としての判断が尊重されます。法令や基本計画において、人員配置要件など具体的な要件や、認可・指定等の手続きが定められているものではありません。市町村行政として、中核機関であると判断した時点で設置したことになります。

なお、中核機関を委託（一部機能を委託する場合も含む）する場合、委託先が「自らの組織が中核機関の機能を担っている」ということを知らないままの状態とならないよう、委託先にもその判断を共有しましょう。

中核機関の4つの機能（広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能）については、初めから全ての機能を備えなければならないわけではなく、基本計画では、段階的・計画的な整備を認めています。

例えば、成年後見制度利用促進機能である受任調整は、「成年後見制度の利用が必要な人」と「ご本人を支える後見人等候補者」を適切につなぐ機能です。この機能を整えるためには、まず、相談を受ける中から、地域にどのようなニーズがあるのかを把握し、その上で受任調整の体制のあり方を検討するということも考えられます。後見人支援機能についても、少しずつ付加していくことが考えられるでしょう。

一つの機関が全ての機能を担わなければならないわけではありません。

相談を受けながら地域のニーズを具体的に把握し、協議会等の合議体で体制整備のあり方を検討することが可能です。



市町村計画で中核機関設置について計画した上で、中核機関を設置すべきでしょうか？

市町村計画については、成年後見制度利用促進法上定められており、普通地方交付税措置は市町村計画策定の費用としても措置されているものですので、市町村として取り組まなければならない事項の一つとなっています。

▼成年後見制度利用促進法第14条第1項抜粋

(市町村の講ずる措置)

第14条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

ニュースレター第6号でも解説していますが、市町村計画が先か中核機関設置が先かは、それぞれの自治体の判断に任されています。まずは成年後見制度の普及啓発や相談窓口を設置することから始め、どのような相談があるのか、地域の具体的ニーズの情報収集をしながら、計画策定について協議することも考えられます。

計画策定のためには、条例に基づく審議会の設置が必要ですか？

これも、ニュースレター第6号で解説していますが、成年後見制度利用促進法には以下の規定があります。

▼第14条第2項抜粋

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

条例を制定し、審議会等によって計画策定を進めることができるのであれば、議会、市町村長を含めた当該自治体を挙げての対応を進める根拠となり、市町村としての施策推進力が大きく上がる効果が期待できます。ニュースレター第8号では埼玉県志木市、第10号では香川県三豊市の条例についてご紹介しています。

一方、条例の制定がすぐには難しい、あるいは実務家による非公式な集まりの方が地域構想の青写真を描きやすいという自治体では、それらを先行するということも考えられます。基本計画に掲載されている「協議会等合議体」による協議も始められているところです。

▼基本計画 p.11

イ) 地域における「協議会」等体制づくり抜粋

- 後見等開始の前後を問わず、成年後見制度に関する専門相談への対応や、後見等の運用方針等についての家庭裁判所との情報交換・調整等に適切に対応するため、個々のケースに対する「チーム」での対応に加え、地域において、法律・福祉の専門職団体や関係機関がこれらのチームを支援する体制を構築する。
- このため、各地域において各種専門職団体・関係機関の協力・連携強化を協議する協議会等を設置し、個別の協力活動の実施、ケース会議の開催や、多職種間での更なる連携強化策等の地域課題の検討・調整・解決などを行う。

権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築に向け、それぞれの地域に合った手段をとっていただくことが可能です。

＜既存の会議体での活用例＞

- ・地域ケア推進会議
- ・自立支援協議会
- ・成年後見センター運営協議会

「協議会」という名称である必要はありません。
また、市町村計画での位置づけがなければ中核機関を設置できないということではありません。中核機関の設置が、市町村計画より先でも構いません。





法人後見を受任している法人（社協、NPO 法人等）が、受任調整を行う中核機関を担ってはいけませんか？

「利益相反」に当たるから避けた方がいいと言われたのですが、他に委託を検討できる法人がありません。

ご指摘のとおり、受任調整（コーディネーター）を行う機関が、「法人後見を受任するにあたって、自分達にとって都合のいい事案」を選択的に受任しているのではないかと疑問が持たれ、中核機関に求められる公平性、中立性の観点から懸念を生じさせる場合があります。

そのため、全国社会福祉協議会が各市町村社会福祉協議会に対して示している「成年後見制度利用促進における社協の取り組みと地域における権利擁護体制の構築に向けた基本的な方策」では、担当部署を分けたり、第三者が関わる仕組みを整える等の工夫をするよう提案されています。

成年後見制度利用促進における社協の取り組みと地域における権利擁護体制の構築に向けた基本的な方策（平成30年3月30日、全国社会福祉協議会 地域福祉推進委員会）〔一部抜粋〕

法人後見を実施している社協が中核機関となる場合には、法人後見については他部署で担当することが望ましい。また後見人等の候補者の選定にあたっては、第三者が関わる仕組みを整え、地域連携ネットワークにおける協議のなかで社協が後見人等として適切であることが確認されるなど、中立性、透明性を担保することが必要である。

一方、地域によっては、受任調整を行う部署と法人後見を担当する部署を分けるほど人員がいないという実態もあると思われます。

その場合、中核機関が法人後見を受任することについて、第三者を含めた検討がなされていることが重要です。例えば、協議会等の合議体で協議した「法人後見受任についてのガイドライン」を設け、法人後見の受任状況も事後検証できるようにするなど、透明性をもった受任をしていくことが大切です。「今、この地域でこの組織がどのような法人後見受任をしていくのか」という認識を、地域の関係者や関係機関と共有していくことがポイントと言えるでしょう。

中核機関設置の初期は、困難な事案を次々に受任して多様な後見実務を経験することで相談力を上げることに注力し、その後は法人後見については数の上限を設定して受任し、調整機能を重視したり、受任する人の育成・支援をしていく側に回るなど、その時期その時期によって中核機関の「あり方」を見直していくことも考えられます。



利用促進室短信

2018 年度成年後見制度利用促進フォーラム

～中核機関の支援機能を担う人材育成に向けて～のご案内

今年度の厚生労働省社会福祉推進事業で、自治体・中核機関職員向けの研修プログラムを検討しています（実施主体：公益社団法人日本社会福祉士会）。

このたび、調査研究結果の報告とともに中核機関の支援機能を担う人材育成をテーマとしたフォーラムが開催されます。モデル研修の実施など充実したプログラムとなっており、是非ご参加下さい。

日時 2019 年 2 月 20 日（水）10:30～17:00
会場 KFC ホール（東京都墨田区）

対象 中核機関職員、自治体職員（都道府県・市区町村）、成年後見・権利擁護センター職員、社会福祉協議会職員、専門職、家庭裁判所職員、その他成年後見制度利用促進に関心のある方

参加費 無料

申込 所定の申込書にて FAX、郵便または E-mail にてお申込ください。

申込締切 2019 年 1 月 28 日（月）まで（先着順）

※申込締切日前でも定員となり次第締め切ります。

詳細は、日本社会福祉士会ホームページ

（<http://www.jacsw.or.jp/ShogaiCenter/kensyu/honkai/senmon/index.html#0190220>）をご覧ください。



厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 成年後見制度利用促進室
〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1 丁目 2 番 2 号 利用促進ホームページ
電話 03-5253-1111【代表】（内線 2228）FAX 03-3592-1459

